○都市計画変更案の縦覧

次

目

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 ○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託

〇平成十九年宮城県告示第三百十八号 (漁業災害補償法に基づく

○建設業許可の取消し

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

公 告

○開発行為に関する工事の完了

教育委員会

宮

〇平成十四年宮城県教育委員会告示第一号 (教育行政に関する相談に関す

る事務を行う職員の指定) の 一部改正

告

示

○宮城県告示第四百九十八号

務に係る手数料の収納事務を平成二十三年三月三十一日次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 保育士登録業

-成二十三年七月一日

委託の相手方

宮城県知事

村

井

嘉

浩

石(三部) 卷宫法支

等市区域 宣城県漁業協同終 京支所,河北町3 5所,雄勝町雄朋

回組合の北上町十 叮支所,雄勝町東 催勝湾支所,寄磯

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号

(1)

委託期間 社会福祉法人日本保育協会

行 城 県

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (每週火,金曜日発行)

○宮城県告示第四百九十九号

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百一

|十三号) 第四十六条第一項の規定により、

指定障害福祉

告示する。

平成二十三

一年七月一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

サー ビス事業者から、

次のとおり変更した旨届出があったので、

同法第五十一条第二号の規定により

ページ

(子育て支援課)

事

業 所

番

(障害福祉課)

(農林水産経営支援課)

事業管理課

都市計画課

五四〇〇七六

号 設 置 者 名

変更前 九 - 八仙台市太白区長町三丁目ぱせり

河やさん 特定非営利活動法 事業所の名称及び所在地

六平 月成

日王

年

変更年月日

変更後 ス長町第一 一〇 三・三十三 レ 付台市太白区長町 ○レ町 デ丁 ン首

○宮城県告示第五百号

仙台地方振興事務所

建築宅地課

Ξ

部を次のように改正し、

平成

一十三年七月一日から施行する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)

の

平成二十三年七月

法第百四条第二号に掲げる漁業の表中

四

トン数10トン以上50トン未満の漁船により棒受網使用してさんまをとることを目的とする漁業

缆侑

と使り、 数10トン以上50トン未満の漁船してさんまをとることを目的とす 引により棒受網 する漁業

缆帕

を

第2269号 平	- 成 23 年	/月1	日 金曜日 宮	城 5	是 公	` :	较							(2)
						=		_		Ų	7.5	Q	改	
玉株式会 正社 記 泉	油井 洋治 洋治	我妻 貴司 貴司		井ティビルド 動 ド シシ	び代表者の氏名	商号又は名称等	平成二十三年六月二十日	許可を取り消した年月日	平成二十三年七月一日	た。	建設業法(昭和二	○宮城県告示第五百一	改める。	及所 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京
- 十五 - 十五 華葉区二日町十	丁目二十九・二十一仙台市青葉区旭ヶ丘一	目九 - 二十二 仙台市太白区鈎取四丁		丁目七 - 二十一	主たる営業所の所在地		月二十日	た年月日	月日		建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二	号		支所,前網支所,鮫浦支所,谷川 支所,治浜支所,網地島支所,表 浜支所,石巻市東部支所,石巻地 区支所,石巻湾支所,牡鹿漁業協 同組合及び石巻市漁業協同組合の 地区)
十 第一 号 一二 千十 百二 七	号第一十八万百十九	十八千九十二 十二十二		十第般 · 九五 · 号千十 九百二	許建 可設 番 号業				宮城		第二十九条第一項の規定により、			
一全 造と土地 選び・土建 選工・土 主工 業 工 業 工 業 業 業 業 業	一部廃 消防施設 設工 事業	一全 防建 水工 設 業 業 業	水内塗は鋼ブタ屋石 道装装装構ロイ根工 施仕工工造ッル・ 設上事事物フれ業 工工業業事工工 事事 事事業工工 事事業工 事事業工 事事業	全 全 主 大 建 土 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主	工事の種類 を取り消した建設 申請区分及び許可				宮城県知事村井					
平 五成二 月二十 七五日 日	平成二十二十四日 日	平成二十三年日		平成二十二年 十六日	受付年月日				嘉浩		次の建設業の許可を取り消			 - -

許可取消しの原因

Ξ

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百二号

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同規定により、昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

平成二十三年七月一日

ことができる。

都市計画の種類及び名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

種類 石巻広域都市計画道路

1

2 名称 一・三・一号 東松島石巻幹線

三・三・三十八号 曽波神線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

追加しようとする土地の区域

1

2 廃止しようとする土地の区域石巻市蛇田字東道上、同字東道下、同字西道下及び同字新沼向前の各一部

平成二十三年 日	全部廃業 主 主 主 主 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	百第般 六一万二 三八十 三八千四	- 三十三 - 三十三	櫻井 武 武 武 武 武 武 武 会 大 式 会 、 会 、 会 、 会 、 会 、 会 、 会 、 会 、 会 、 会
平成二十三年 五月二十六日	水道工事業 一般建業 工事業 工事業	百第十 八十万七千 五号六	気仙沼市笹が陣一 - 十	秋月 昭太郎
平成二十二 五月十九日 日	一全 内ブタ屋石大建建廃 装ロイ根工工工設設 供 ツルエ事工工設設 上 クれ事業 エエエん 事事事が 業業が・	百号号 - 十 四千八	丁目三十一 - 二	八谷 恵吉 ます
平成二十三年	一般建設業 無 禁 業 業	百第一十 六万三千四 号四	字根無藤二	山家義典

就任した者

平成二十三年六月十四日

浅

野

忠

美

地黒川郡大和町宮床字中原百四十五番

理

事

平成二十三年六月十四日

内

海

俊

英

番地七黒川郡富谷町ひより台二丁目二十八

監

事

平成二十三年六月十四日

米

倉

芳

幸

番地黒川郡大和町小野字釜ヶ入百七十四

理

事

平成二十三年六月十四日

千

葉

功

の一黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地

理

事

兀

Ξ 縦覧場所

なし

宮城県庁 (土木部都市計画課)及び石巻市役所 (建設部都市計画課)

縦覧期間

五

平成二十三年七月一日から平成二十三年七月十五日まで

注意事項

意見書には、氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、富谷北部土地改良

平成二十三年七月一日

○宮城県告示第五百三号

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 本 木 隆

平成二十	事	理	十二番地開門工作工作。	田宗夫	福	平成二十三年六月十四日
平成二十	事	理	黒川郡富谷町西成田字白鳥六番地	7木 惣一郎	佐々木	平成二十三年六月十四日
平成二十	事	理	黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森六番地	澤良悦	相	平成二十三年六月十四日
平成二十	事	理	十一番地黒川郡富谷町三ノ関字馬場沢下百五	坂廣治	早	平成二十三年六月十四日
平成二十	事	理	番地黒川郡富谷町二ノ関字内ノ目五十五	藤克彦	佐	平成二十三年六月十四日
平成二十	事	理	地黒川郡富谷町一ノ関字清水沢十八番	野昭	浅	平成二十三年六月十四日
平成二十	名	役職名	住	氏 名		就任年月日

宮

平成二十三年六月十四日 福 田 孝 雄 十一番地黒川郡大和町落合舞野字上舞野西八 寍

事

= 退任した者

平成二十三年六月十三日 平成二十三年六月十三日 平成二十三年六月十三日 平成二十三年六月十三日 平成二十三年六月十三日 平成二十三年六月十三日 退 十三年六月十三日 ||三年六月十三日 - 三年六月十三日 - 三年六月十三日 - 三年六月十三日 - 三年六月十三日 - 三年六月十三日 任 年 月 日 佐々木 相 福 米 千 浅 早 佐 浅 高 相 赤 大 氏 澤 葉 野 坂 藤 野 田 澤 坂 内 田 倉 與志治 三千男 良 芳 忠 惣 廣 克 昭 利 名 悦 豊 幸 功 美 郎 治 彦 愿 悦 地 黒川郡大和町宮床字中原百四十五番 地二黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森十一 の一 黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地 黒川郡富谷町西成田字白鳥六番地 十一番地黒川郡富谷町三ノ関字馬場沢下百五 地黒川郡富谷町一ノ関字清水沢十八番 黒川郡富谷町富谷字町百十三番地 十六番地黒川郡大和町落合舞野字上舞野西五 黒川郡富谷町志戸田字三ヶ森六番地 黒川郡大和町落合舞野字舞台一番地 番地黒川郡大和町小野字釜ヶ入百七十四 番地黒川郡富谷町二ノ関字内ノ目五十五 十六番地黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八 住 所 番 監 監 理 理 理 理 理 役職名 理 理 理 理 理 理 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事

告

公

区) に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工

平成二十三年七月一日

第2269号	平成23年7月1日	金曜日	宮	城	県	•	公	幇	B									(4)
						「企画広報調整班」を「広報調整班」に改める。				の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。	平成十四年宮城県教育委員会告示第一号(教育	○宮城県教育委員会告示第十三号	教育委員会		一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)	地域の名称	一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる	
							教育長 小 林 伸 一	宮城県教育委員会		日から施行する。	平成十四年宮城県教育委員会告示第一号(教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定)			+ 二番地一株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四	八十二番	加美郡加美町字大門七十八番一、八十一番及び	宮城県知事 村 井 嘉 浩